

# 栃木市男女共同参画都市宣言(案)パブリックコメント(意見)募集

市では、男女共同参画について、広く市民の理解を深めるとともに、本市の積極的な取組の姿勢を市内外に発信するため「栃木市男女共同参画都市宣言」の策定を進めています。宣言(案)は、栃木市男女共同参画都市宣言に関する懇談会における参加者の方々の意見を参考に検討をしました。この宣言(案)に対する皆さんの意見をお寄せください。

※提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)

※意見に対する直接・個別の回答はしません。

※類似意見等は市でまとめます。

◆募集期間 8月27日(木)～9月28日(月)必着

閲覧・受付時間 8時30分～17時15分(土・日祝日を除く)

◆閲覧場所 本 人権・男女共同参画課、市政情報センター(市役所本庁舎4階)、各公民館、各総合支所地域まちづくり課、市ホームページ

◆対象

- ・市内在住、在勤、在学の方
- ・市内に事業所等を有する個人、法人等
- ・市税の納税義務を有する方
- ・市政策等に利害関係を有する方

◆意見の提出・問合先

意見書(様式は閲覧場所に備え付けまたは市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入の上、下記に郵送、FAX、メールまたは直接提出ください。

〒328-8686(住所不要) 本 人権・男女共同参画課(本庁舎2階)

☎(21) 2162 FAX(21) 2680 ✉jyosei@city.tochigi.lg.jp

## 栃木市男女共同参画都市宣言(案)

“自然”“歴史”“文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか栃木市をめざしている本市は、世代や性別にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し、豊かで生き生きと活躍できるまちづくりを行うために、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- わたしたちは、女と男がその個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方を尊重するまちをつくります
- わたしたちは、女と男が家庭、学校、職場、地域などのあらゆる分野で、平等に参画し、協働するまちをつくります
- わたしたちは、女と男が地域で共に支え合い、協力し合って、すべての人が安心安全に暮らすことができるまちをつくります

平成27年 月 日

栃木県栃木市

## 男女共同参画写真コンテスト作品募集

来年1月の「男女共同参画宣言都市記念式典」に向け、男女共同参画に関する写真を募集します。応募いただいた作品は、男女共同参画広報紙「きららとちぎ」への掲載や、公共施設への展示など啓発に使用します。入賞者は式典の中で表彰し、記念品を贈呈します。

◆応募資格 市内在住・在勤・在学の方

◆募集内容 肖像権、プライバシーなど問題のないもので、男女共同参画を題材とした未発表の作品(写真)・カラープリント2Lサイズ

◆応募方法 作品と応募用紙を直接または郵送で問合先へ。応募用紙は問合先にあります(市ホームページからダウンロード可)

◆応募締切 10月30日(金)必着

◆問合先 本 人権・男女共同参画課(〒328-8686(住所不要))

☎(21) 2162

Happy子育て

39 豊かな心は、ことばから

ある保育園でのことです。門の外を、飼い主に連れられた白い大きな犬とかわいい子犬が通りかかりました。園庭にいた園児が「ワンワンだあ」と大きな声を出していました。その声に数人の園児が寄ってきて「すごい大きいイヌだね」「ワンワンこわい」と「ワンワン」と「イヌ」ということばが入り交じっていました。

「紙芝居はじめるよ…」という呼びかけに対して、園庭で駆け回っていた子どもたちは、即応して集まってきました。紙芝居や本の読み聞かせは、子どもたちにとって私たち大人が想像するより何倍も何倍も魅力的なものなのです。これも豊かな体験、ことば、心を育てる大切な機会です。

家庭でできることでは、本の読み聞かせが大変効果的です。特に、ことばをぐんぐん吸収する2～3歳の時期は、絵本の読み聞かせを通して親子の絆が深まり、豊かなことばが育まれます。また、子どもが物語の世界に入り込んで登場人物の気持ちを感じ取ったり、展開を想像したりして、想像力が養われます。毎日大忙しの子育て時期ですが、子どもに豊かなことば、豊かな心をはぐくむ機会を設けてはいかがですか。

本 生涯学習課

☎(21) 2490

## 相談業務の案内

相談は気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

本 = 本庁 都 = 都賀総合支所  
大 = 大平総合支所 西 = 西方総合支所  
藤 = 藤岡総合支所 岩 = 岩舟総合支所

相談	日時	場所/問合先
○弁護士相談(事前に要予約)	9月11日(金) 25日(金) 10:00～12:00	本庁/本 市民生活課 ☎(21) 2122
	9月17日(木) 10:00～12:00	大平隣保館/本 人権・男女共同参画課 ☎(43) 6611 ☎0120-46-7830
	10月19日(月) 10:00～12:00	藤岡公民館/藤 生活環境課 ☎(62) 0903
	10月14日(水) 10:00～12:00	都賀総合支所/都 生活環境課 ☎(29) 1102
	9月9日(水) 10:00～12:00	西方総合支所/西 生活環境課 ☎(92) 0308
	10月8日(木) 10:00～12:00	遊楽々館/岩 生活環境課 ☎(55) 7763
○総合相談(行政・人権・家庭児童・青少年)	9月11日(金) 25日(金) 10:00～12:00	本庁/本 市民生活課 ☎(21) 2122
○宅地建物相談(土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談)	9月11日(金) 10:00～12:00	本庁/本 市民生活課 ☎(21) 2122
○合同相談(行政・人権・心配・困りごと)	9月8日(火) 9:30～11:30	ふるさとふれあい館/大 生活環境課 ☎(43) 9211
	9月29日(火) 9:30～11:30	老人憩いの家/都 生活環境課 ☎(29) 1102
	9月18日(金) 13:00～15:00	西方保健センター/西 生活環境課 ☎(92) 0308
	9月8日(火) 13:30～15:30	遊楽々館/岩 生活環境課 ☎(55) 7763
○市民相談(日常生活の問題など)	月～金曜日 9:00～17:00	本庁舎市民相談室/本 市民生活課 ☎(21) 2122
○消費生活相談	月～金曜日 9:00～16:00	入舟庁舎/消費生活センター ☎(23) 8899
○年金相談	9月8日(火) 10:00～12:00	大平隣保館/本 人権・男女共同参画課 ☎(43) 6611 ☎0120-46-7830
○外国人相談	9月19日(土) 20:00～22:00	大平隣保館/本 人権・男女共同参画課 ☎(43) 6611 ☎0120-46-7830
○行政相談	9月8日(火) 10:00～12:00	藤岡公民館/藤 生活環境課 ☎(62) 0903
○人権相談	月～金曜日 8:30～17:15	大平隣保館 ☎(43) 6611 ☎0120-46-7830 厚生センター ☎(24) 2444 本 人権・男女共同参画課 ☎(21) 2161
	10月14日(水) 10:00～12:00	藤岡公民館/本 人権・男女共同参画課 ☎(21) 2161
○いじめ相談電話(土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX)	月～金曜日 9:00～17:00	本庁/本 青少年育成センター ☎(24) 0667 FAX(21) 2690
○青少年相談(非行問題・不登校など)	月～金曜日 9:00～17:00	本庁/本 青少年育成センター ☎(23) 6566 FAX(21) 2690
○家庭児童相談(0～17歳の子どもとその家族)	月～金曜日 9:00～16:00	本庁/本 家庭児童相談室(こども課内) ☎(21) 2227
○ドメスティック・バイオレンス相談(配偶者等からの暴力)	月～金曜日 9:00～16:00	本庁/本 こども課 ☎(21) 2229
○就労支援相談(事前に要予約)(35歳以下の就労相談)	毎週月曜日(祝日を除く) 13:00～21:00 第1・3土曜日 17:00～21:00	栃木勤労青少年ホーム/栃木勤労青少年ホーム ☎(22) 3113